

大学・高専の遠隔授業・D X化の推進施策に関する 最新状況について



文部科学省高等教育局 企画官

服部 正



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

政府文書における遠隔教育、デジタル教育関連の記述

第3章 「新たな日常」の実現

3. 「人」への投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

（1）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

② 大学改革等

Society 5.0時代に不可欠なS T E A M人材の育成に向けて、**教育・研究環境のデジタル化・リモート化、国内外の大学や企業とも連携した遠隔・オンライン教育を推進**するとともに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備する。医工連携をはじめとする分野融合人材の育成、高等専門学校の高度化・国際化、専門職大学、専門学校、大学院等における企業等と連携・協働した社会のニーズに応える実践的な職業教育や博士課程教育をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。

1. 新しい働き方の定着

（2）新たに講ずべき具体的施策

xii) 大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な経済的支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染の第二波、第三波への備えや今後の社会全体でのデジタルイゼーションの展開も見据え、**大学等における遠隔授業の環境構築を加速**する。また、大きな影響を受けている高校生段階からの留学生交流や大学等の国際化の取組再開・継続を支援するとともに、国際的な動向を見据えながら、今後の高等教育のグローバル戦略の再構築を行う。

第Ⅱ部 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による我が国の難局への対応

第2章 具体的施策

3. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進と強靱で持続可能な社会・経済構造の構築 ～反転攻勢と社会変革～

① デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

○ AI戦略も踏まえ、2019年に提示された「GIGAスクール構想」の加速を進め、児童生徒1人1台端末の整備、家庭でも繋がる通信環境の整備、ICT活用のための人材の充実などを通じて学校教員による遠隔・オンラインでの指導や面談等を実施できる環境を整備する。

○ 初等中等教育機関のみならず、高等教育機関においても、遠隔授業の環境構築を加速することにより、自然災害や感染症拡大によって高度専門人材育成が停滞しないよう努める。

第Ⅲ部 各論

第2章 知の創造

（4）イノベーション人材の育成

○ 情報技術の高度化に対応するため、産学連携による課題解決型学習（PBL）等の実践的な情報技術人材育成を推進するとともに情報技術を活用した授業改善を推進することで、大学等におけるSociety 5.0に向けた教育の強化に取り組む。

大学・高専の授業の実施状況等

新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について（令和2年7月1日（水）時点、回答率100%）

7月1日（水）時点における授業の実施状況について

全国の大学・高等専門学校の**全てにおいて授業が実施されている。**

	授業を実施している	授業を延期・中断している
国立大学	86校（100.0%）	0校（0.0%）
公立大学	102校（100.0%）	0校（0.0%）
私立大学	824校（100.0%）	0校（0.0%）
高等専門学校	57校（100.0%）	0校（0.0%）
（全体）	1069校（100.0%）	0校（0.0%）

（※）・表中の割合は、全国の学校数（国立大86校、公立大102校、私立大824校、高専57校）を母数としている。
 ・設置種別の割合は各設置種別の学校数を母数としている。
 ・公立大学・私立大学には、それぞれ短期大学・専門職大学を含む。

7月1日（水）時点における授業の実施方法について

23.8%が「遠隔授業」、60.1%が「面接・遠隔を併用」と回答

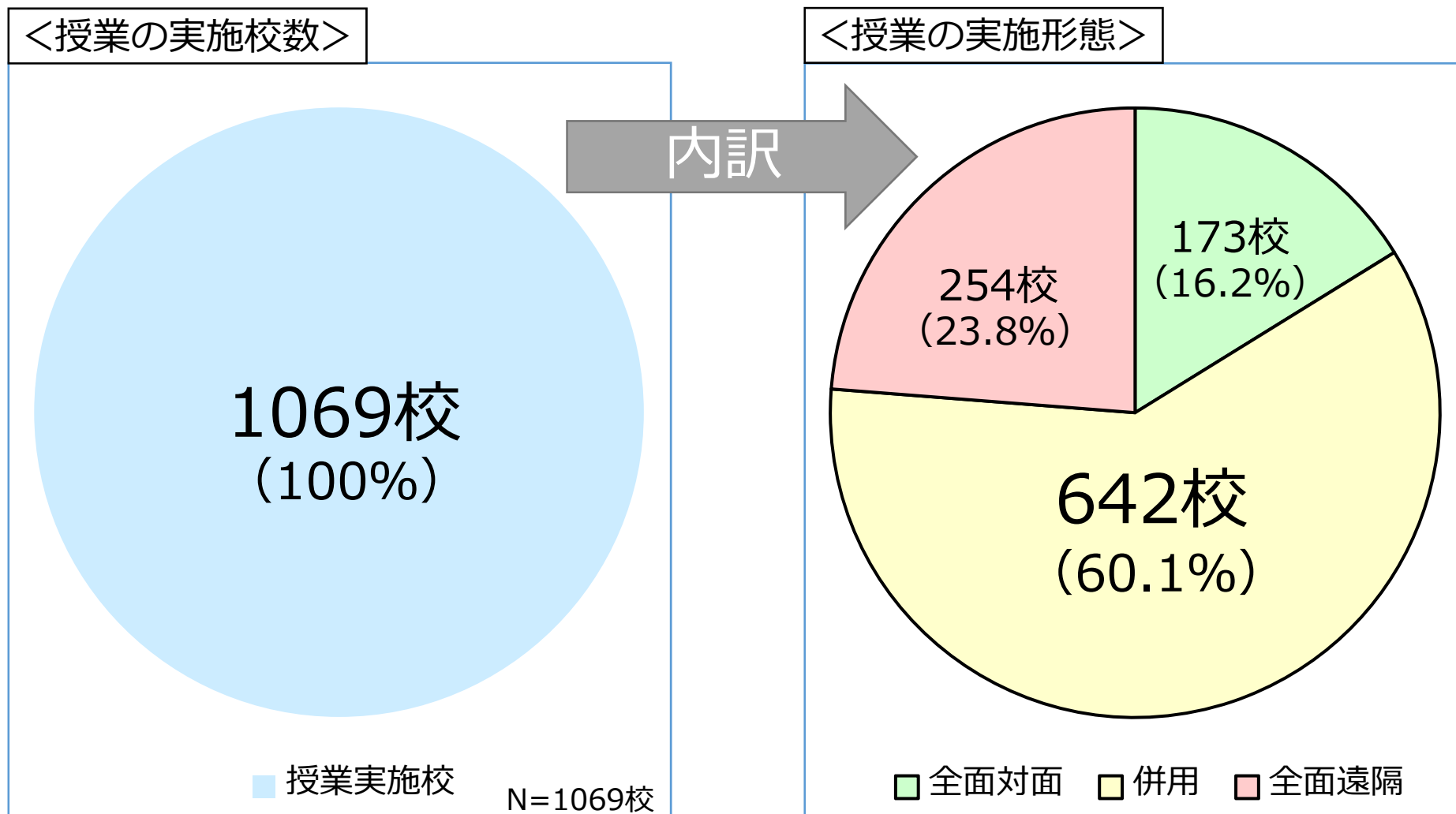
（計83.9%の大学等が遠隔授業を実施しているという状況）

	面接授業	面接・遠隔を併用	遠隔授業
国立大学	1校（1.2%）	55校（64.0%）	30校（34.9%）
公立大学	8校（7.8%）	72校（70.6%）	22校（21.6%）
私立大学	145校（17.6%）	492校（59.7%）	187校（22.7%）
高等専門学校	19校（33.3%）	23校（40.4%）	15校（26.3%）
（全体）	173校（16.2%）	642校（60.1%）	254校（23.8%）

（※）・表中の学校数は7月1日時点で授業を実施していると回答した学校（1069校）の内数。
 ・設置種別の割合は各設置種別の学校数を母数としている。
 ・感染防止に配慮しつつ、学生を通学させて行う面接授業が実施されている大学等は約2割。

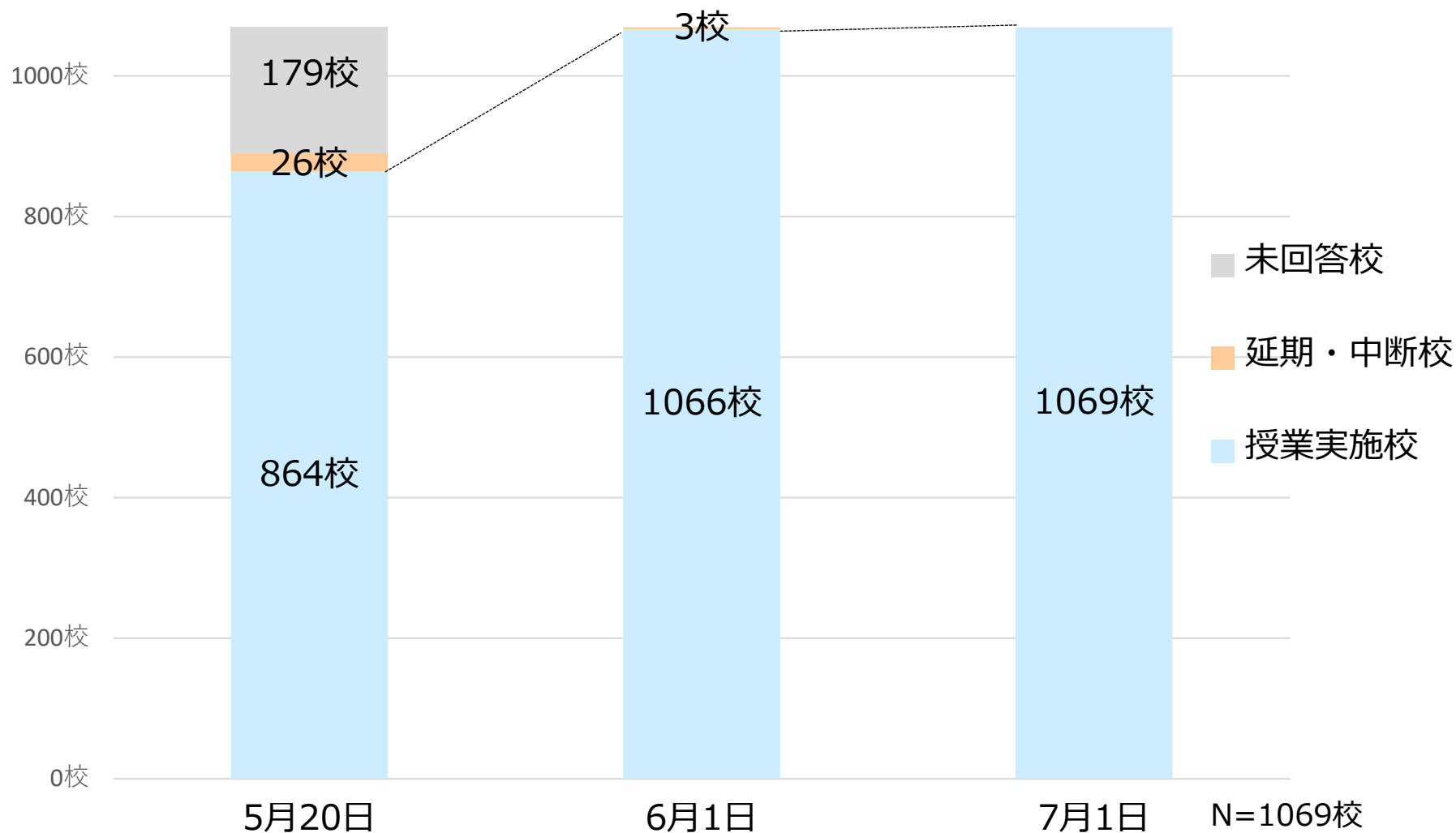
授業実施状況等調査の結果①

- 7月1日時点で、**すべての大学・高専が授業を実施**している状況。
- そのうち、**約6割が対面・遠隔授業を併用**して授業を実施。
- 対面授業のみの大学等、遠隔授業のみの大学等は、いずれも約2割。



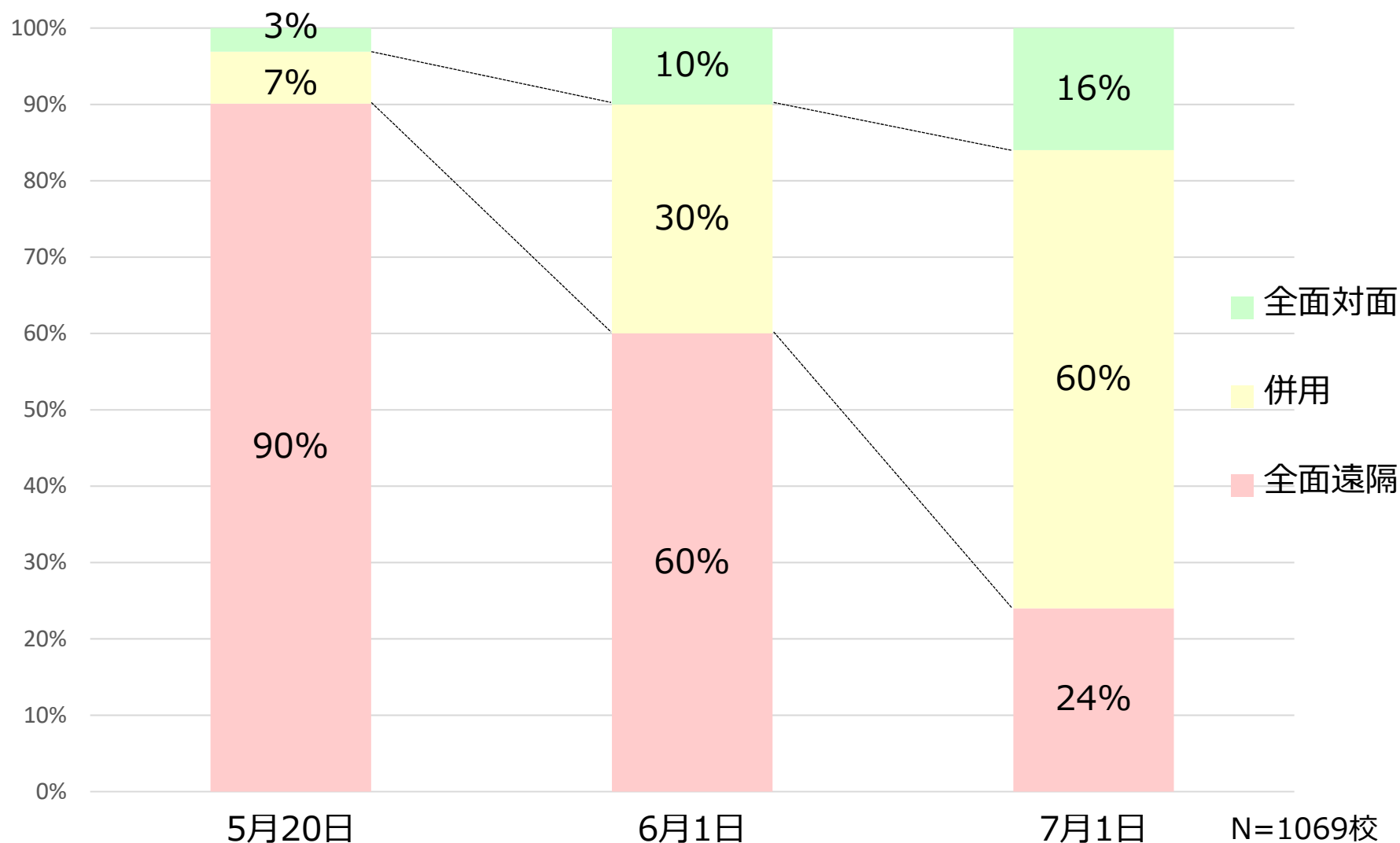
授業を中断・延期中の学校数の推移

- 5月・6月時点では、まだ授業を実施していない大学等が少数ながら存在。
- **7月1日時点で、すべての大学・高専が授業を実施している状況となった。**



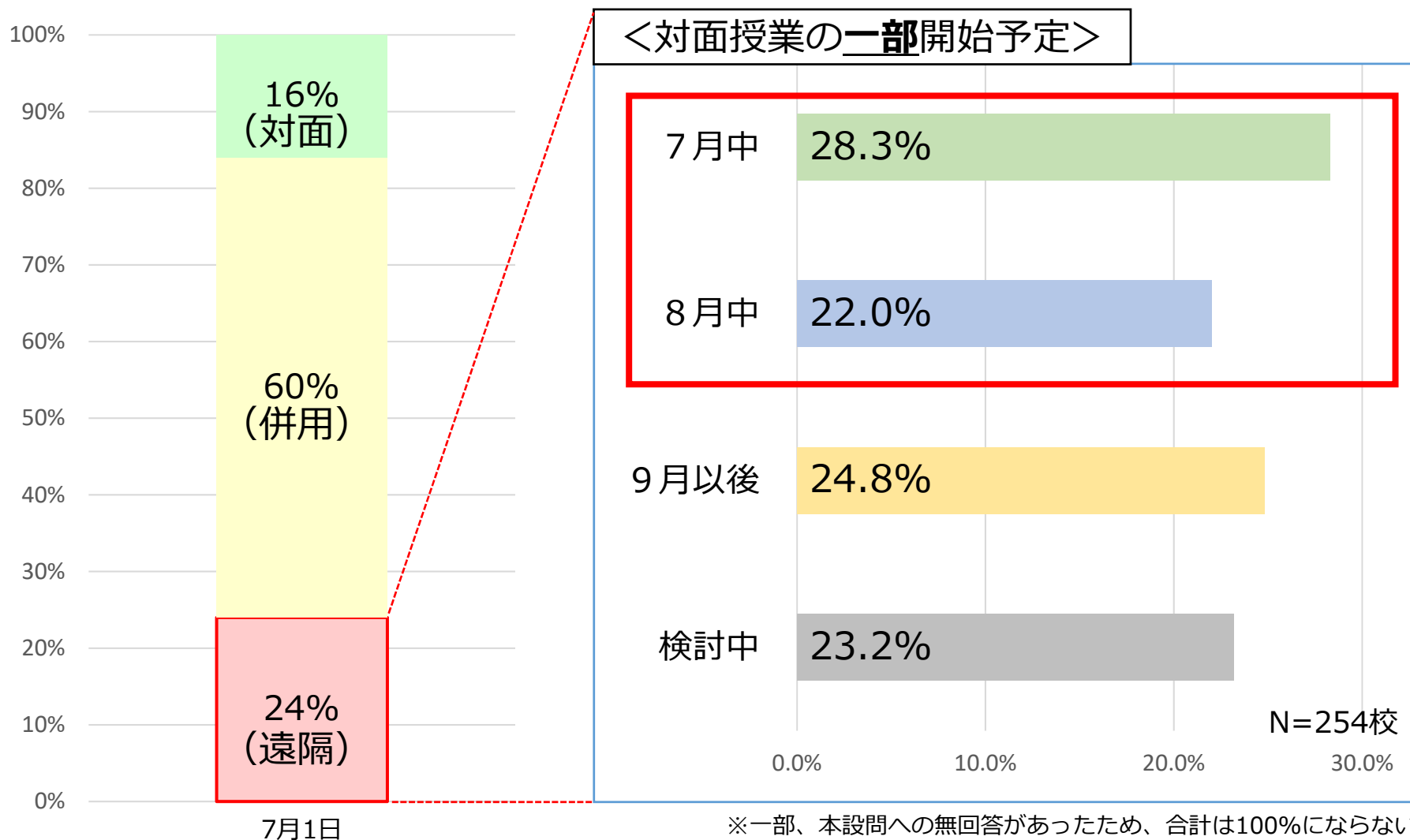
授業の実施形態の推移

- 5月時点では、授業を実施する大学等のうち約9割が全面的な遠隔授業を実施。
- **全面遠隔授業の割合は、徐々に減少**している。
- それに代わり、**対面と遠隔を組み合わせた授業の実施割合が増加**している。



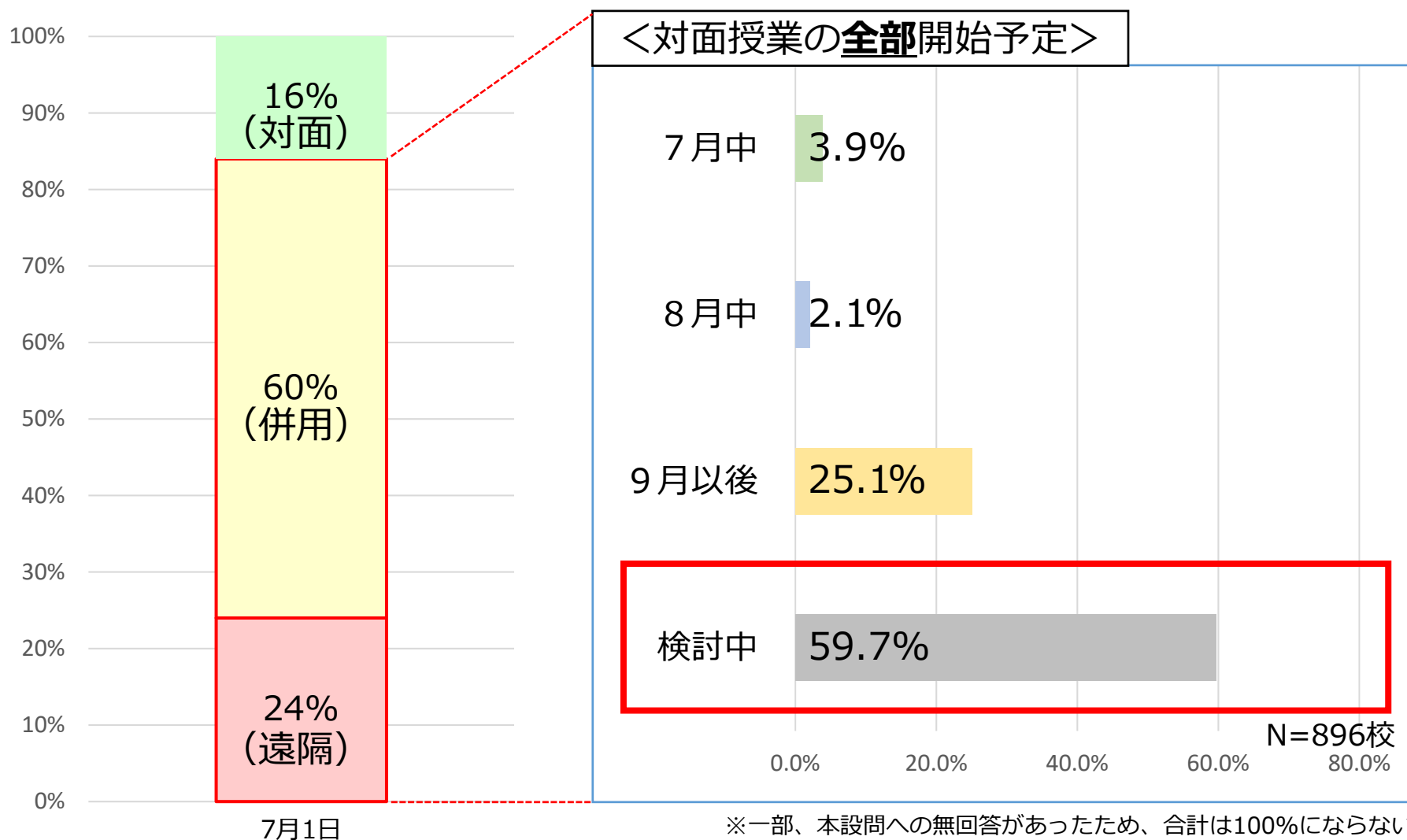
授業実施状況等調査の結果②

- 全面的に遠隔授業を実施している大学等のうち、半分以上（約50.3%）が **8月中までに対面による授業を段階的にスタートする予定**となっている。



授業実施状況等調査の結果③

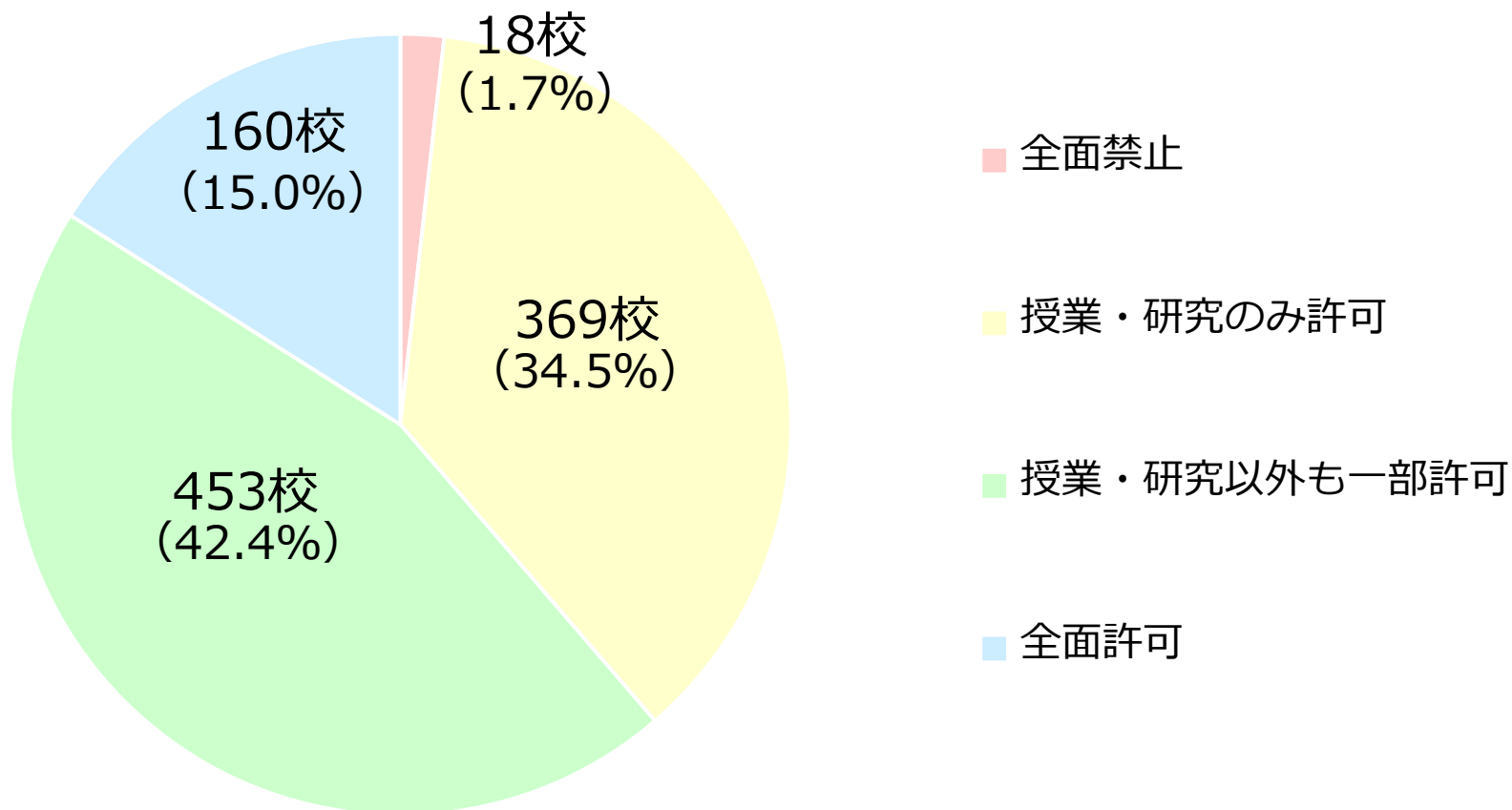
- 一部でも遠隔授業を実施している大学等において、
全ての授業（※通常遠隔で行う授業を除く）を対面に戻す時期については、
検討中とする割合が約6割となっている。



授業実施状況等調査の結果④

- 学内施設の利用について、全面禁止している大学等はほとんどない。
- 授業・研究目的のみ利用を認めている大学等が約3割、
それ以外でも一部の利用を認めている大学等が約4割と多数を占めている。

<学内施設の利用可否状況>



N=1069校

**本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点
(遠隔授業等の特例措置継続)**

60単位上限への算入を不要とする特例措置の継続

本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について（令和2年7月27日付事務連絡）

1. 本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっての基本的な考え方について

本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっては、大学設置基準第25条第1項が、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していることに鑑み、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合考慮し、今年度の授業の実施状況や学生の状況・希望等も踏まえつつ、感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては面接授業の実施を検討していただき、授業の全部又は一部について面接授業の実施が困難と判断される際には、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」を踏まえた上で、遠隔授業等（面接授業との併用を含む。）の実施を検討いただくようお願いいたします。

そのうえで、面接授業を行うこととした際には、出席停止とされた学生や、感染経路が分からない地域に住んでおり、通学した場合の感染の可能性が高い状況にある学生に対しては、別途、当該面接授業を、テレビ会議システム等を用いて同時配信することや、録画等により受講できるように必要な配慮を行うようお願いいたします。この場合に実施した遠隔授業は、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」において示す特例措置として扱うことが可能です。

以上を踏まえ、各授業科目の実施方法について御検討いただいた結果、本年度後期や次年度の授業の実施方法としては、面接授業のみ実施、面接授業と遠隔授業の併用実施、遠隔授業のみ実施等多様な授業の実施形態が考えられますが、いずれの場合も、授業計画（シラバス）等に明示し、学生に対して丁寧な説明に努めるとともに、その実施方針等については、受験生の進学先の参考となるよう、できる限り早めにインターネット等により公表していただくようお願いいたします。

ただし、感染の状況は日々刻々と変化しているものであることから、一度実施方針を決定した後においても、地域の感染状況や、学生の希望等も踏まえ、必要に応じてその実施方法の見直しや更なる改善に努めるようお願いいたします。その結果、年度途中においてこれらの授業の実施方法を変更する場合にも学生に対して丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

なお、面接授業を実施するに当たっては、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（令和2年6月5日付け高等教育局長通知の別添）（以下「ガイドライン」という。）の「2 大学等における感染症対策の基本」に留意していただくようお願いいたします。

2. 遠隔授業等の実施に係る留意点について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「1. 本年度後期や次年度における教育課程の編成に当たつての基本的な考え方について」においてお示ししている面接授業の実施や、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、遠隔授業等を実施する場合には、次に掲げる事項に留意する必要があること。

- ① 大学設置基準第25条第1項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定しているが、今回の特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等(以下「遠隔授業等」という。)を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められること。この際、以下の事項に留意すること。
 - ・授業担当教員の各授業ごとの指導計画(シラバス等)の下に実施されていること
 - ・授業担当教員が、オンライン上での出席管理や確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
 - ・学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
 - ・大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること
- ② 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はないこと。
- ③ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。その際、課題の提出や定期試験等の代替として行われるレポートの活用による学習評価等の際の不正防止対応方策を講じていること。
- ④ その他の遠隔授業の活用に関しては、ガイドラインの「4 学修機会の確保」の「(2)遠隔授業等の活用」や、文部科学省からお示ししている「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」を参照されたいこと。なお、本ガイドラインやQ&Aは、今後の状況も鑑み更新の可能性があること。

遠隔授業の環境構築に係る補正予算

※令和2年度第1次補正予算額（27億円）と合わせて 計100億円

（文部科学省所管）

【概要】

（背景・課題）

- 新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業の実施ニーズが増えているところ、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

（対応）

- 実施のニーズがある全ての大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

（効果）

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

①遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備

②遠隔授業を行うための機材整備

大学等側 ：カメラ・音声機器等

学生側 ：モバイル通信装置

③遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備

（機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（TA等）の配置など）



**遠隔授業通信環境の確保に関する最新状況
(民間事業者によるデータ通信料無償化協力終了予定)**

学生の学習に係る通信環境の確保

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保に関する取組状況 (令和2年7月27日時点)

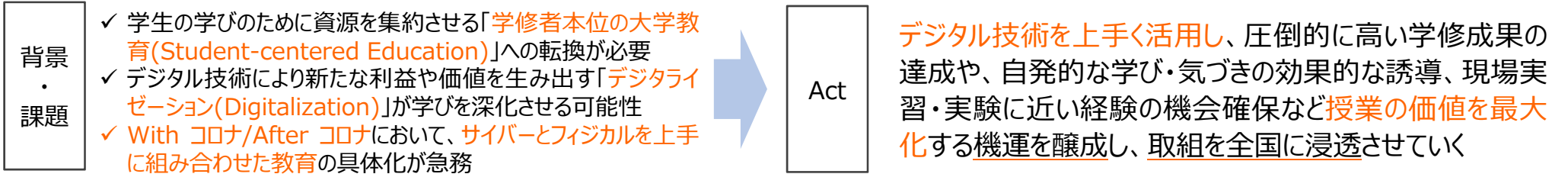
項番	事業者名	キャリア名	期間	容量	対象年齢
1	株式会社ウィルコム沖縄	ソフトバンク、ワイモバイル	4/3～8/31 (8月末で終了)	50GB/月 テザリングオプションの利用料金を無償化	25歳以下
2	NTTコミュニケーションズ株式会社	OCN モバイル ONE	4/9～6/30	10GB/月	25歳以下
3	株式会社NTTドコモ	NTTdocomo	4/1～8/31 (8月末で終了)	50GB/月	25歳以下
4	大分ケーブルテレコム株式会社	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
5	沖縄セルラー電話株式会社	au	4/1～8/31 (8月末で終了)	50GB/月 テザリングオプション利用料を無償化	25歳以下
6	株式会社オプテージ	mineo (マイネオ)	4/1～7/31	10GB/月	25歳以下
7	KDDI株式会社	au	4/1～8/31 (8月末で終了)	50GB/月 テザリングオプション利用料を無償化	25歳以下
8	株式会社ケーブルネット下関	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
9	株式会社ジェイコムウエスト	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
10	株式会社ジェイコム九州	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
11	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
12	株式会社ジェイコム札幌	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
13	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
14	株式会社ジェイコム千葉	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
15	株式会社ジェイコム東京	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
16	ソーネットワークコミュニケーションズ株式会社	nuroモバイル	4/13～7/31まで利用可	20GB (期間)	25歳以下
17	ソフトバンク株式会社	ソフトバンク、ワイモバイル	4/3～8/31 (8月末で終了)	50GB/月 テザリングオプションの利用料金を無償化	25歳以下
18	土浦ケーブルテレビ株式会社	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
19	ニフティ株式会社	NifMo	5/1～8/31	50GB/月	全契約者
20	ビッグロブ株式会社	BIGLOBEモバイル	4/1～7/31	20GB/月	25歳以下
21	UQコミュニケーションズ株式会社	UQ mobile	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
22	Y.U-mobile株式会社	y.u mobile	4/9～当面の間	25GB (期間)	25歳以下
22	横浜ケーブルテレビジョン株式会社	J:COM MOBILE	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下
23	LINEモバイル株式会社	LINEモバイル	4/1～6/30	10GB/月	25歳以下
24	インターネットイニシアティブ	IIJmioモバイル	4/1～7/31	30GB/月	25歳以下

大学教育のデジタルイゼーション・イニシアティブ（スキームD） の紹介

大学教育のデジタルイノベーション・イニシアティブ (Scheem-D)

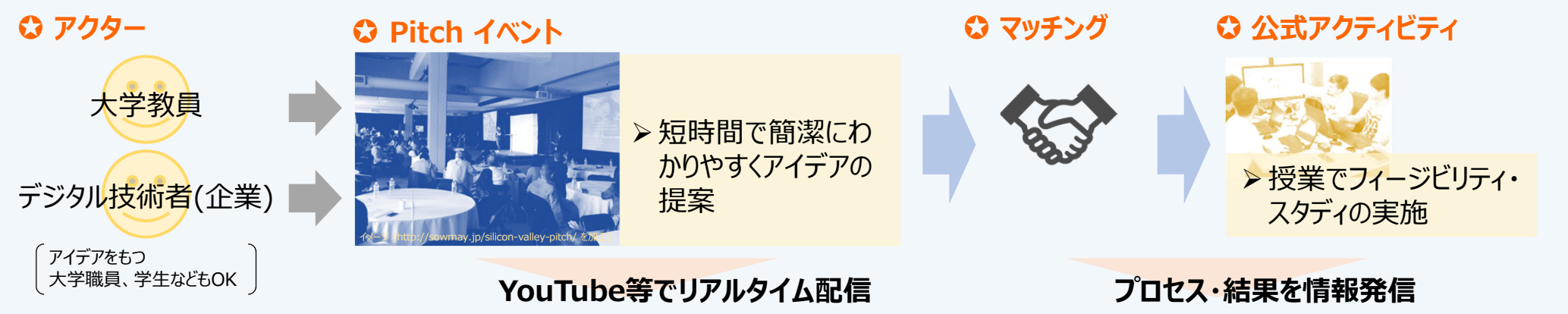
Student-centered higher education ecosystem through Digitalization

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology - MEXT



文部科学省 **スキームD** MEXT Scheem-D (Student-centered higher education ecosystem through Digitalization)

デジタル技術を用いて大学・短大・高専の授業価値を最大化することにチャレンジしたい「アクター」が、公開の「Pitchイベント」でアイデアを提案し、そのアイデアに賛同した者たちが「マッチング」し、実際の授業でフィージビリティ・スタディを行う「公式アクティビティ」を形成する。公式アクティビティはその効果を検証、情報発信し、我が国として知見を蓄積していく。



Outcomes

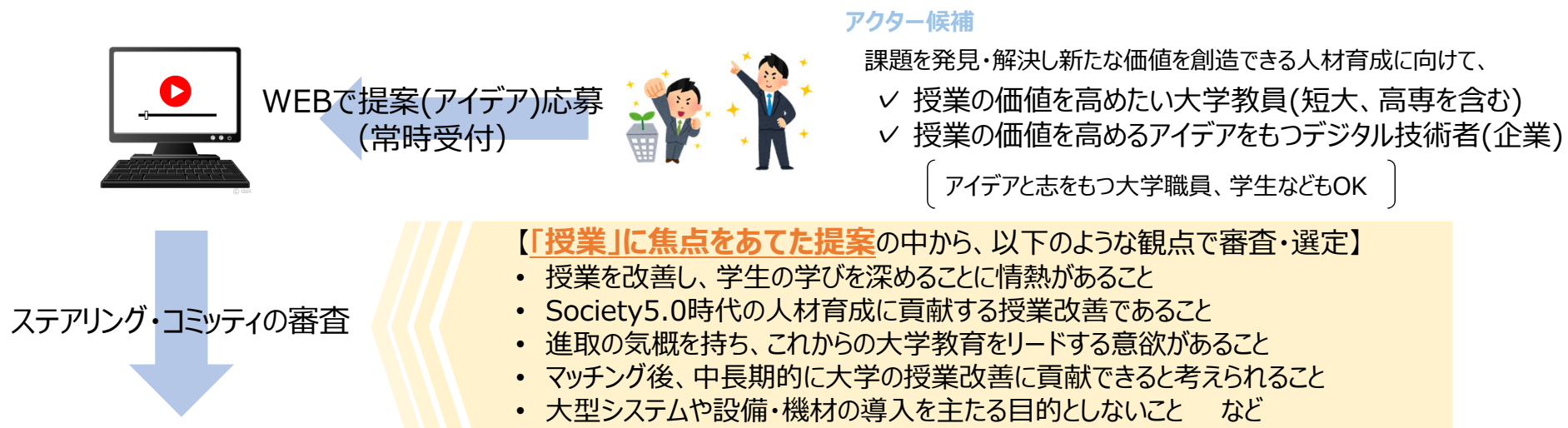
- ✓ 公開Pitchを通じて、デジタル技術を用いて大学の授業価値を高める機運を醸成
- ✓ 授業にスポットライトを当て、教育にエフォートを割く大学教員を奨励
- ✓ 効果を検証、報告・共有し、授業改善のための知見を蓄積

さらには、

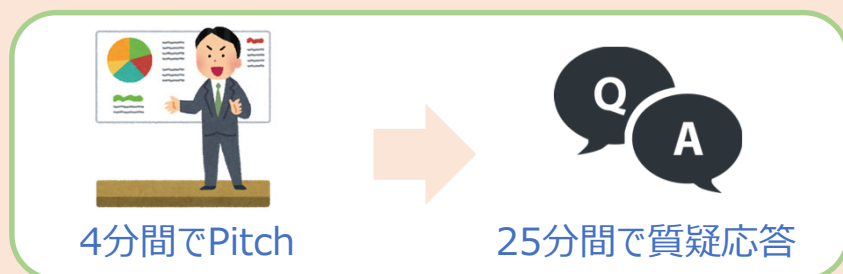
Social Impact

「大学と産業界」による教育改善エコシステムの構築 「教育すれば金がかかる」→「教育して“ヒト・モノ・カネ”を呼び込む」
 ⇒新たな教育システムの展開に向けて投資家を呼び込み、社会全体で学生を育てるエコシステムの構築を期待
 ⇒好事例はGESA、EDU-Portニッポン等を通じて海外に展開し、我が国の大学教育の質を世界に発信

Pitchイベントの全体像（まとめ）



★ Pitchイベント 4半期に1度を目途に、応募状況を踏まえて開催



× 4～5 セット（教員×2、企業×2、その他×1 のイメージ）

YouTube等にてリアルタイム配信、Sli.do等を利用し、オンタイムで質疑応答に参画可能、結果はグラレコで共有

➤ 各回、「授業」に焦点をあてたサブ・テーマを設定し、マッチングをファシリテートするとともに、視聴者への訴求力を高める。
〔サブ・テーマの例：遠隔授業、学習履歴データの活用、アダプティブ・ラーニング、シミュレーション教材 等〕

➤ 応募状況等を踏まえ、必要に応じて東京以外の地域や、オンラインで開催する。

フィージビリティ・スタディ

マッチングした取組は、「学生の学びが深まるか」「持続的な取組となるか」「横展開が可能か」などの観点でフィージビリティ・スタディを実施する。

➡ そのため、Scheem-Dプロジェクトチームは次の要領で伴走支援を行う。

Scheem-Dプロジェクトチーム メンターとフェローの2人3脚体制

授業とテクノロジーのマッチング

取組内容の評価、公式アクティビティとして認定

メンタリング・プログラムの策定

伴走支援の計画（メンタリング・プログラム）の策定

取組の実施

適時かつ定期的で丁寧なフォローアップ（助言等）

フィージビリティ・スタディの終了

成果（成功・失敗）の共有と知見のシェア

失敗（trial and error）から得られる知見が重要！

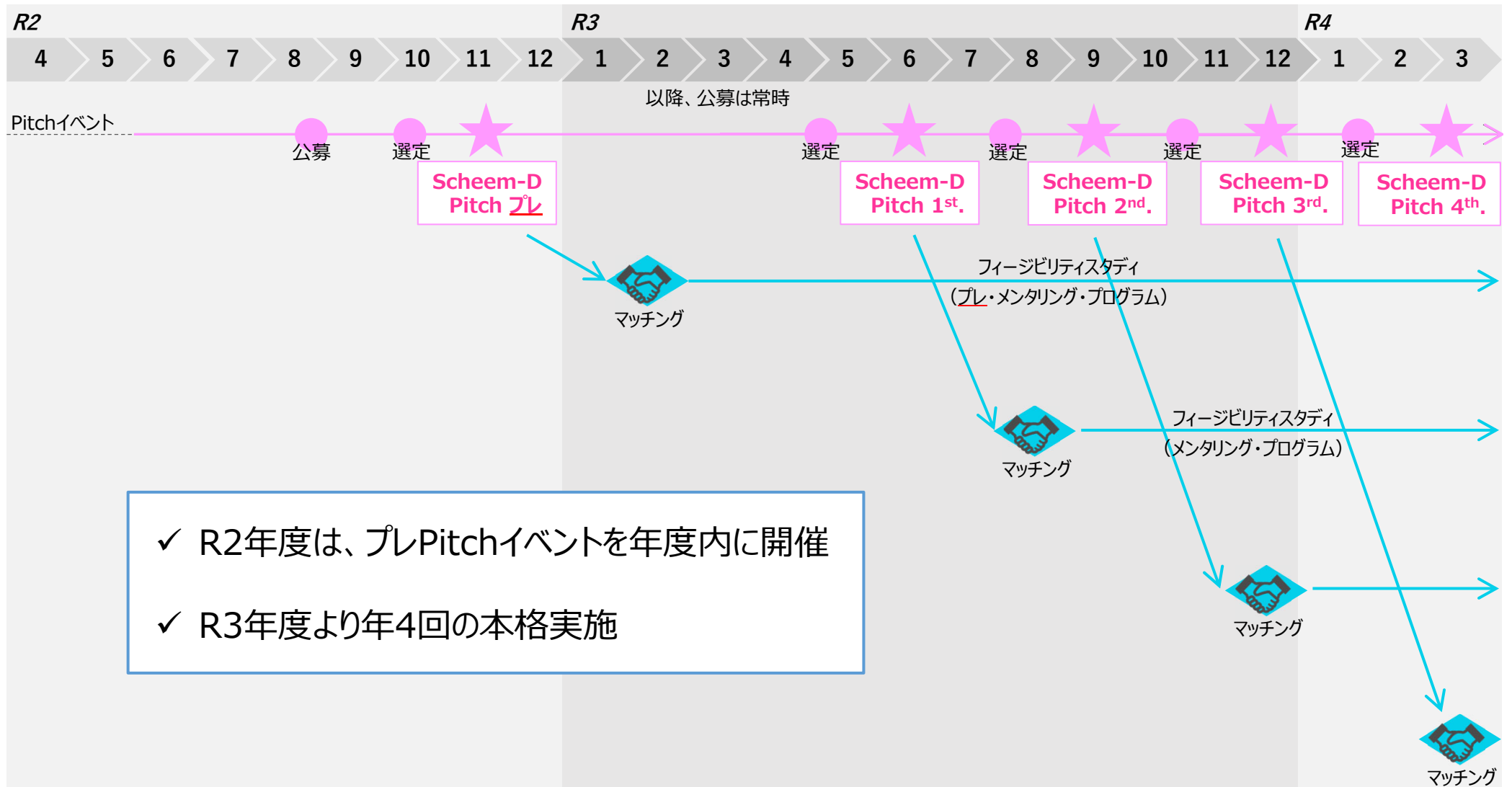
デジタル技術の進展により広がる授業の可能性

- MOOCsとAIによる質疑応答のみにより、高い学修到達度を達成（実証・実装）できる授業
- VR（Virtual Reality）、AR（Augmented Reality）を用いた実習により、現場実習、実験に近い経験を行える授業
- アバター等を用いて学生同士の学びの場を創出、自主的な学びを誘導する取組
- 将来的には、人間拡張技術（Human Augmentation）の活用なども
- 個別最適化の学び（Adaptive Learning）の実現

重要なのは、

目的 ≠ デジタル技術を用いた授業をすること
= デジタル技術を上手に活用して、圧倒的に高い学修到達度の達成や、自発的な学び・気づきの効果的な誘導、現場実習・実験に近い経験の機会確保など「授業の価値を最大化」すること

当面のスケジュール（イメージ）



**オンライン授業における障害のある学生等への合理的配慮
(事例共有のお願い)**

オンライン授業における障害のある学生等への合理的配慮について

○学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A（関係部分抜粋）

問12 障害のある学生への合理的配慮についてどのような取組が考えられるか。

遠隔授業の実施に当たっては、障害のある学生の受講に十分配慮するようお願いいたします。その際、遠隔授業の方法や学生の障害の状況に応じて、例えば、聞き取りやすいようゆっくりと話すことや、教材へのテキスト情報の充実や字幕の挿入、説明原稿の提供、機械による音声読み上げが可能な教材の使用等が考えられますが、必要な配慮の方法については、障害のある学生を支援する学内組織等とも連携の上、個別に当該学生とご相談いただくようお願いいたします。

○具体例

九州大学

障害のある学生への合理的配慮

○聴覚障害 / 発達障害の場合

- ・ノートテイク（要約筆記者）の手配（特に同時双方向型）
⇒リアルタイム授業を行う旨の事前周知
⇒ノートテイク（要約筆記者）への事前の資料提供
- ・話したことを文字化（特にオンデマンド型）
⇒字幕挿入、音声文字変換アプリの使用
⇒講義の説明原稿の提供

○視覚障害 / 発達障害の場合

- ・PC読み上げ機能などが使用可能なテキストデータで資料提供
- ・「ここをみてください」など指示詞のみでの説明をしない
⇒具体的にどこを説明しているか分かるような情報をつける

○お願い

オンライン授業における障害のある学生への合理的配慮事例やお困りごとをご連絡ください。

※連絡先：
文部科学省高等教育局専門教育課
情報教育推進係

E-mail : senmon@mext.go.jp

オンライン授業における障害のある学生等への合理的配慮について

【令和2年7月3日 読売新聞掲載】

オンライン授業 障害者に配慮を

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの大学が導入したオンライン授業では、視覚や聴覚に障害のある学生への配慮を欠くケースが目立った。パソコンの画面上に文字による説明が表示されなかったり、音声が届き取れなかったりして授業の内容を理解できない学生もいたという。

(金来ひろみ)

「オンライン授業で先生の指示がわからず、困っている」

5月、日本社会事業大(東京都清瀬市)で学生相談を受ける斉藤くるみ教授のもとに、聴覚障害のある学生からLINEで連絡が入った。

対面授業では、手話通訳などが配置されているが、コロナ禍

で急ぎよ始まった同時双方向型のオンライン授業は、教員が自宅で行うことが多く、当初は障害に配慮した態勢がとられていなかった。「オンラインの導入作業に必死で配慮が足りない教員もいた」と斉藤教授は言う。

その後、オンラインで流れる授業の内容を支援者がパソコン

◆オンライン授業での障害への対応案

- 【聞くことが困難】
 - ・動画に字幕を挿入する
 - ・資料には文字情報を多めに入れる
 - 【見ることが困難】
 - ・資料内容を読み上げるなど音声による説明を加える
 - 【筆記やパソコン操作、会話などが困難】
 - ・筆記や操作に時間がかかる可能性を考慮し、動画の公開期限を十分にとる
- ※筑波大の指針をもとに作成

で文字入力すると、聴覚障害のある学生の端末に送信され、授業の映像と同時に見られるシステム「F-TAC Caption」が導入された。同大では、15人の利用希望者に対して30程度の支援者を確保したという。

システムを開発した三好茂樹・筑波技術大教授(情報保障工学)によると、コロナ禍以降、導入校は約40大学に倍増した。三好教授は「一人一人のニーズを確認し、支援手段を本人と共に検討してほしい」と話す。

日本学生支援機構の昨年度調査では、大学、短大、高専に在籍する障害者は3万7647人(全体の1.2%)で在籍校は937校(全体の79.8%)に及ぶ。一方、文部科学省の調査では6月1日現在、約9割の大学、高専がオンライン授業を実施している。

斉藤教授が他大学も含め、学生に聞き取りをしたところ、様々な障害への配慮を欠いている状況が浮かんた。

視覚障害のある学生からは

「授業で『ここを見て』と言われても『ここ』がどこかわからない」、肢体不自由などでパソコン操作が困難な学生からは「読み書きや検索に時間がかかるのに授業が先に進んでしまふ」といった声もあった。

こうした状況を改善するため、斉藤教授は障害別に配慮のポイントをまとめたマニュアルを作成した。例えば、視覚障害には「見えなくてもわかるように必要な説明を口頭で行う」といった対応を求めた。

筑波大も、オンライン授業で障害のある学生に対応する方法や課題をまとめた指針を作成した。同大の担当者は「障害の有無にかかわらず、授業を受けやすいように環境を整えるユニバーサル化にも役立つ」と語る。

**教育再生実行会議における検討
(ポストコロナ期における新たな学びの在り方)**

教育再生実行会議における検討テーマについて

教育再生実行会議の今後の進め方について

資料 4

テーマ

ポストコロナ期における新たな学びの在り方について

背景

- 新型コロナウイルス感染症拡大やそれに伴う学校の臨時休業等により、多くの学校において長期にわたり通常の教育活動が行えない状況にあった中、ICTを活用した教育環境の遅れや家庭学習の確保・支援の在り方などの課題が明らかとなった。
- 現下の状況への対応はもとより、更に今後、感染症や災害等により学校の臨時休業等を余儀なくされる事態が再び生じた場合でも、子供たちの学びを確実に保障し得る環境を整備・構築していくことが極めて重要である。あわせて、ポストコロナ期の「新たな日常」に応じた新しい学びの在り方も検討していく必要がある。
- また、今回、学校の臨時休業の長期化に備える選択肢の一つとして検討された秋季入学については、様々な課題がある一方で、教育上のメリットもあるとの意見があり、今後、コンセンサスを得られる形で検討を進めていくこととされた。
- こうしたことを踏まえ、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について、これまで実施してきた取組や財源の在り方等も踏まえ検討を行う。

検討課題

- 初等中等教育段階においては、学校という場の重要性を踏まえつつ、今後どのような状況下においても、子供たちの学びを確実に保障するための方策 など。
- 高等教育段階においては、国際化やデジタル化の進展に対応しつつ、今回明らかになった課題を踏まえた柔軟かつ強靱な仕組みの構築 など。
- 秋季入学、学校・家庭・地域を社会全体で支えるための「新たな日常」における働き方など、教育分野に留まらず社会全体で検討が必要な事項について議論。

フォローアップ

- 平成30年5月に取りまとめられた「これまでの提言の実施状況について（報告）」における指摘も踏まえつつ、引き続き提言の実施状況についてフォローアップを実施。

教育再生実行会議における検討テーマについて

新たに検討するテーマについて：検討の枠組

検討の枠組

教育再生実行会議

【構成員】

- ・政府：総理、官房長官、教育再生担当大臣
- ・有識者：現行有識者＋新規有識者（2名）

初等中等教育ワーキング・グループ^o

- 【構成員】・本体会議有識者：主査1名、副主査2名
- ・WG委員：新たに専門家等が参画

高等教育ワーキング・グループ^o

- 【構成員】・本体会議有識者：主査1名、副主査2名
- ・WG委員：新たに専門家等が参画

検討テーマの例

具体的な検討課題

- 今後、どのような状況下においても、子供たちを誰一人取り残すことなく学びを確実に保障するための方策や、「新たな日常」に応じた新しい学びの在り方等、今後の初等中等教育の在り方

【検討事項例】

- ICTを活用した新たな学びの在り方
(対面とICTのハイブリッド化による対話的・協働的な学びの深化、デジタル教科書の普及・促進 等)
- 感染症対応、ICT活用のための指導体制や環境整備の在り方

など

具体的な検討課題

- 国際的な大学の競争・連携やデジタル化の進展に対応するとともに、今回明らかになった課題を踏まえた、柔軟かつ強靱な仕組みの構築等、次世代の高等教育の在り方

【検討事項例】

- 対面とオンラインのハイブリッド教育の在り方、大学設置基準等の弾力化
- 社会との接続の在り方や学事暦・修業年限の多様化
(通年入学・卒業・採用、リカレント教育の推進 等)
- 高等教育の新たな国際展開
(オンライン教育の活用、新たな留学生政策、ジョイント・ディグリーの推進 等)

など

教育分野に留まらず社会全体で検討が必要な事項は、必要に応じて合同ワーキング・グループ等で議論
(秋季入学、学校・家庭・地域を社会全体で支えるための「新たな日常」における働き方 など)